

①件名
新産業等創出促進助成金の取扱いについて
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市震災復興基本計画に掲げる「新エネルギー等関連産業の集積」を推進するために、平成24年4月1日に石巻市企業立地等促進条例及び同施行規則を一部改正し、「新産業等創出促進助成金」等の新たな助成制度を創設した。</p> <p>これまで、当該助成金については、指定事業者の操業開始後に交付してきたところであるが、独創的・先端的なビジネスモデルを持つ中小・ベンチャー企業は物的担保に乏しく、その育成のためには助成金の概算払など柔軟性を持った支援を講じていく必要がある。</p> <p>【目的】 新たな産業の創出や新分野への進出に挑戦する事業者を支援し、産業復興を加速化させる。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号） 石巻市企業立地等促進条例（平成17年石巻市条例第237号） 石巻市企業立地等促進条例施行規則（平成17年規則第180号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画・震災復興基本計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕</p> <p>石巻市震災復興基本計画 第3章 施策の展開 施策大綱4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる 第2節 企業誘致と新産業の創出 (1) 産業の活性化と新産業の育成</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>・平成24年4月1日 石巻市企業立地等促進条例及び同施行規則を一部改正し、新産業等創出促進助成金制度等を創設</p>
⑤主な内容
<p>1 対象者 指定企業者（事業所の新設等をしようとする者が投下固定資産額等の要件に該当すると認められる者）のうち、本市が石巻市企業立地等促進条例第3条に規定する便宜の供与を行った「誘致企業」であって、同条例第15条に規定する新産業等創出促進助成金の交付を受けようとする者</p> <p>2 概算払を受けようとする場合に新たに提出させる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金計画並びに支払計画書 ・工事請負契約書及び仕様書（写し） ・新産業等創出促進助成金返還誓約書 ・新産業等創出促進助成金実績報告書〔事業完了後〕 <p>3 概算払の限度額 助成金交付決定額の9割以内</p> <p>4 期間 平成33年3月31日（本市震災復興基本計画の計画期間）までに当該助成金の交付申請をした者</p> <p>5 その他 工事着手後でなければ申請することができないこととする</p> <p>※当該助成金の交付を受けるためには、石巻市企業立地等促進条例第5条に規定する「指定企業者」である必要があり、指定企業者となるための申請書の提出期限は、操業を開始する日の30日前ま</p>

<p>でと規定</p> <p>【参考（新産業等創出促進助成金の指定の要件等）】</p> <p>1 指定の要件</p> <p>(1) 新設の場合 投下固定資産額が5,000万円以上、又は常用従業員が5人以上</p> <p>(2) 増設の場合 投下固定資産額が2,000万円以上、又は常用従業員が5人以上</p> <p>(3) 移設の場合 投下固定資産額が3,000万円以上、又は常用従業員が5人以上</p> <p>2 交付額</p> <p>総事業費の10%（限度額3,000万円）</p>
<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市民への影響 <p>企業誘致や企業立地が促進され、産業の活性化と雇用の場の確保が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源措置 <p>助成金の交付時期が変更となるものであり、新たな財政負担は生じない。</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>宮城県内において、企業誘致に係る同様の支援制度で概算払制度を導入している市町村はなく、本市独自の制度となるため、企業誘致の大きなインセンティブと考えられる。</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・石巻市企業立地等促進条例施行規則の一部改正 <p>（施行予定日：決裁の日）</p>
<p>⑨その他</p>